

第2章 学校安全

1 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

昭和35年3月、日本学校安全会法に基づいて設立された日本学校安全会が、日本学校健康会、日本体育・学校健康センターを経て、平成15年10月1日より独立行政法人日本スポーツ振興センターに名称変更されてきた。

平成17年4月1日より、岐阜・愛知・静岡・三重・福井・石川・富山の各県センター支部が廃止され、名古屋支所に統合された。統合に伴い、医療費や障害見舞金の請求・給付などは、園・学校等の設置者と名古屋支所との間で行われることとなったが、これまで行われてきた安全を守るための普及啓発事業や災害共済給付制度については、一層充実されてきている。

2 共済掛金

掛金は1年分で、毎年度5月1日から5月31までの間に、設置者がその契約に係るすべての幼児・児童・生徒・学生等の掛金の金額を振興センターに払い込まなければならない。この場合の実効は4月1日からとなる。

もし、掛金の支払いの期限が経過しても支払いがない場合は、振興センターは災害共済給付を行わない。期限後の支払いについては、その支払った日以後に契約の効力が発生する。

3 給付

給付金の支払請求は、学校等の設置者が、医療費・障害見舞金については毎月10日までに、前月分を請求し、死亡見舞金・供花料についてはそのつど行い、次の範囲内の給付を行うことになっている。

(1) 医療費

ア 療養に要する費用が5,000円以上

$$(\text{療養に要した費用}) \times \frac{4}{10}$$

イ 高額療養費に係る医療費の支給限度額

【計算式】

一 一般：80,100円 + (単位療養額 - 267,000円) × 1%

上位所得者：150,000円 + (単位療養費 - 500,000円) × 1%

非課税者：35,400円

(2) 障害見舞金

ア 登下校及びそれに準ずる場合

第1級(18,850,000円)から第14級(410,000円)

イ ア以外の場合

第1級(37,700,000円)から第14級(820,000円)

(3) 死亡見舞金

ア 登下校及びそれに準ずる場合 14,000,000円

イ ア以外の場合 28,000,000円

ウ 第三者による賠償のある場合(供花料) 170,000円

4 学校安全の普及充実に関する事業

(1) 本部発行の情報誌「学校安全ナビ」を年数回配布

(2) 学校安全に関する研究校及び推進校等の指定

(3) 安全に関する講習会・研究会等の開催及び援助

(4) 安全に関する図書等の紹介